



**国民年金
だより**

問い合わせ先
市民課 ☎(32)8895
栃木年金事務所
☎0282(22)6074、4134

20歳以上60歳未満で日本に住んでいる人は、国民年金に加入することが義務づけられています。国民年金の加入種別は次の3つに分かれています。

◎**第1号被保険者**
自営業者、学生、フリーターの方など(第2号・第3号被保険者以外の方)

◎**第2号被保険者**
会社員、公務員など厚生年金や共済組合に加入されている方

◎**第3号被保険者**
第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

サラリーマンの配偶者

健康保険被保険者の被扶養配偶者の方は、届出をすることにより国民年金の第3号被保険者(サラリーマンの配偶者など、第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者の方)に該当します。

国民年金第3号被保険者に該当すると、本人が国民年金保険料を負担しなくても、その期間については保険料納付済期間とみなされます。

◆**第3号被保険者となった場合**
合は、届出書に年金手帳を添えて配偶者の勤務先に、第3号被扶養者の届出をしてください。

(例)
・ 配偶者が就職して厚生年金・共済組合加入者となったとき

・ 結婚、収入減、会社を退職するなどして配偶者の扶養になつたとき
・ 配偶者が転職して加入する年金制度が変わったとき

◆**第3号被保険者でなくなつた場合は、第1号被保険者**

となり、自分で保険料を納付することになります。

(例)
・ 配偶者が退職(失業)したとき
・ 離婚したとき
・ 配偶者が死亡したとき
・ 収入が増えて配偶者から扶養されなくなつたとき
・ 第2号被保険者である配偶者に老齢年金の受給権があり、かつ65歳になつたとき

本庁舎市民課 保険年金グループに、次の書類等をお持ちのうえ、届出をしてください。

- ・ 社会保険資格喪失証明書等、第3号被保険者でなくなつた日付のわかる書類
 - ・ 印鑑
 - ・ 年金手帳
- 届出をされませんと、万が一病気やけがなどで障がいを負つてしまつた場合やお年寄りになつた時に、何の年金も受けられなくなる可能性があります。

◆**第3号被保険者だった方が就職して厚生年金や共済組合等に加入したときは、第2号被保険者となり、保険**

料は給料から天引きされま
す。勤務先に届出をして
ください。

◆**第3号被保険者の住所や氏名に変更があつたときは、次のとおりです。**

- ・ 住所を変更した場合
「国民年金被保険者住所変更届」を配偶者の勤務先に提出してください。
- ・ 氏名を変更した場合
「国民年金第3号被保険者関係届」を配偶者の勤務先に提出してください。

○年金ひとくちメモ

保険料の後納制度について

後納制度とは、時効で納めることができなかつた国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで遡って納めることができる制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかつた方が年金受給資格を得られる場合があります。

後納のお申し込み後、ご自宅に納付書が郵送で届きますので、納付期限内にお支払いをお願いします。
お申し込みは、市民課保険年金グループとなります。

